平成２６年（フ）第５５５号
静岡市清水区駒越中２丁目１番70号　川端マンションＡ―202号、旧住所静岡市清水区宮加三550番地の６
債務者　梶山　稔晃
1　決定年月日時　平成26年12月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月23日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１９３４号
横浜市港北区綱島西２丁目２番12―403号
債務者　高木美枝子
1　決定年月日時　平成26年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５３３号
静岡市葵区安倍口団地５番40―39号
債務者　星野　清恵
1　決定年月日時　平成26年12月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月18日午後２時
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２６年（フ）第２７４号
埼玉県新座市野火止１丁目11番８号、破産手続開始決定時埼玉県新座市本多１丁目７番12号
破産者　西谷　良勝
1　決定年月日　平成26年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第５１号
千葉県富津市湊44番地
破産者　溝口智嘉子
1　決定年月日　平成26年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２６年（フ）第２７４号
鹿児島県鹿児島市花野光ヶ丘２丁目39番16号
破産者　畠中　雄基
1　決定年月日　平成26年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第１１４号
埼玉県入間市東町４丁目４番６号
破産者　芦川　信之
1　決定年月日　平成26年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第１１５号
埼玉県入間市東町４丁目４番６号
破産者　芦川喜久恵
1　決定年月日　平成26年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第２９２号
埼玉県ふじみ野市亀久保1136番地
破産者　佐藤　信也
1　決定年月日　平成26年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第３７７号
埼玉県ふじみ野市亀久保４丁目９番７―405号
破産者　金子　　任
1　決定年月日　平成26年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第３７８号
埼玉県ふじみ野市亀久保４丁目９番７―405号
破産者　金子　淳子
1　決定年月日　平成26年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第２９２号
神奈川県厚木市飯山5087番地５
破産者　遠藤　一弘
1　決定年月日　平成26年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第２９９号
神奈川県秦野市柳町１丁目７番19号
破産者　飯塚　　誠
1　決定年月日　平成26年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第４２号
岐阜県大垣市波須１丁目27番地１
破産者　田邉　　滿
1　決定年月日　平成26年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２５年（フ）第５７号
岐阜県大垣市波須１丁目27番地３
破産者　田邉　　隆
1　決定年月日　平成26年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２６年（フ）第３６号
静岡県掛川市緑ケ丘１丁目19番地の24　パールハイム203号、旧住所静岡県掛川市緑ケ丘１丁目15番地の１　第一名月荘１―Ｄ
破産者　市川　　清
1　決定年月日　平成26年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２５年（フ）第６６号
三重県伊賀市桐ケ丘５丁目309番地
破産者　亀山　幸二
1　決定年月日　平成26年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所伊賀支部

平成２５年（フ）第９７号
三重県名張市桔梗が丘西３番町２街区104番地
破産者　櫻本　博之
1　決定年月日　平成26年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所伊賀支部

第三種郵便物認可　平成二十五年三月三十一日